

## 平成29年度「土睦小学校いじめ防止基本方針」

\*平成29年5月1日改訂

睦沢町立土睦小学校

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して当該児童等が在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第2条）  
<注釈>

- \* 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要であり、本人がそれを否定する場合が多々あること踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察することが大切である。
- \* 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係を指す。
- \* 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理失理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### 2 基本的な考え方

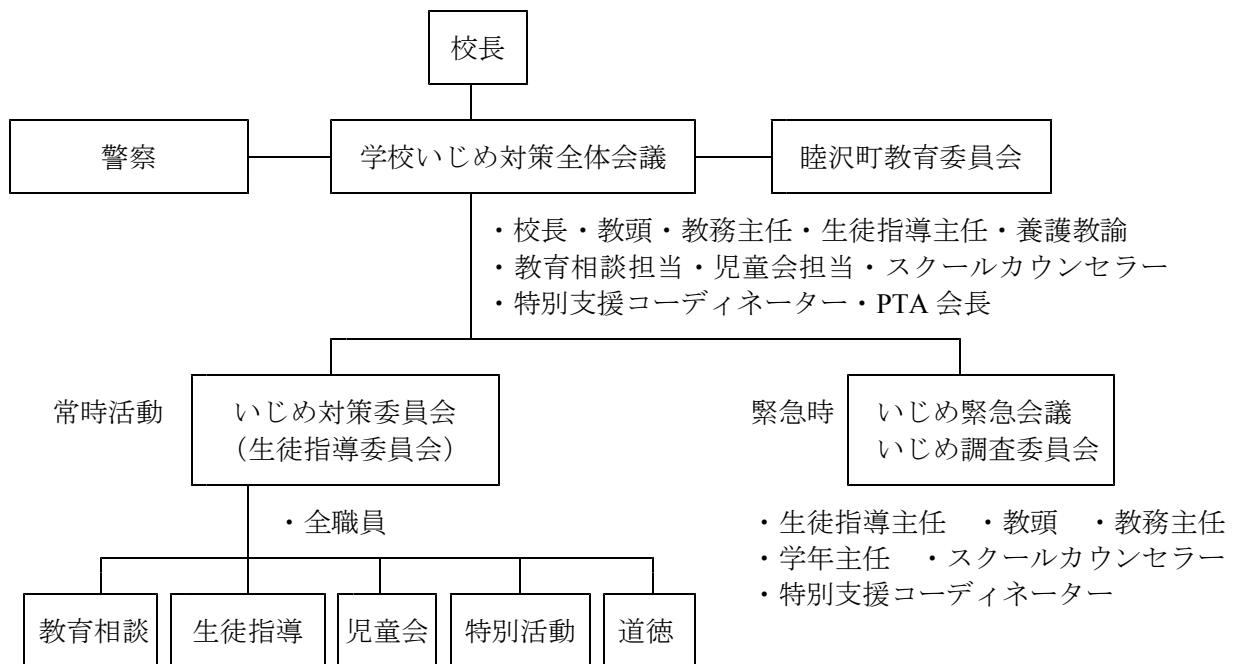
- ① 学校いじめ防止基本方針の策定・見直しにあたっては、教職員の意見、および児童や保護者や関係機関の意見を広く取り入れて決定するものとする。
- ② いじめは、人として決して許されない行為ではあるものの、いじめはどの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応（事案対処）に取り組み、いじめのない学校づくりをする。
- ③ 言葉や暴力によるものだけでなく、インターネットを媒体とするいじめの対応策等、教職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指していく。
- ④ いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠蔽をすることのないようにする。
- ⑤ いじめ防止に対する具体的な方策については、児童や保護者に対し、取り組みの内容や成果についての意見を聴取し、効果ある検証と取り組みの改善を図る。
- ⑥ 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民に内容を安易に確認できるような措置を講じる。
- ⑦ いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況評価すると共に、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

### 3 児童の実態（なかよしアンケートから）

平成28年度は、本校の約96%の児童は学校生活が楽しいと感じている。また、友達から嫌なことをされたり、言われたりした児童は約9%程である。9%の該当児童には、学級担任が個別に状況等を聞き取り、事案対処を行った。

学級の中におけるそれほど仲の良くない、いわゆるクラスメートに対してからかいの言葉を送ったり、ちょっかいを出すことが多くみられる。注意を受けた時は反省の意を示すが、時間が経つと同じことを繰り返すことが多い。相手の気持ちを考えず、嫌がる様子を楽しむ傾向がみられる。

#### 4 学校いじめ対策組織



#### <学校いじめ対策組織の役割>

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめに係る情報があった時に緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- いじめの被害者児童に対する支援、加害者児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に行う。
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- 学校基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う。(PDCA)

#### 5 いじめに対する取り組み

##### (1) いじめの防止のための取り組み

- ① 児童には、いじめは絶対に許されるものではないことについての指導を徹底するとともに、人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。
- ② 保護者や地域に対しては、ホームページで「学校いじめ防止対策基本方針」を公開するとともに、学校だよりでいじめ防止に対する方針や取り組みの状況を広報する。
- ③ 教職員の言葉が児童を傷つけたり、いじめを助長することのないように十分に配慮する。
- ④ 生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開を目指す。
- ⑤ 道徳教育の充実を図り、道徳的な判断力、心情、実践意欲を育てる。
- ⑥ ピア・サポートの効果的な活用や特別活動の充実により、人間関係力を育成する。

- ⑦「いのちを大切にするキャンペーン」等、児童会活動の充実を図り、児童が主体となったいじめ撲滅の取り組みを支援する。
- ⑧「いじめ対策委員会」（生徒指導委員会）を月1回開催し、以下の内容についての会議を行う。
  - ・各学年の状況についての情報交換
  - ・いじめ防止についての計画の確認
  - ・いじめ防止対策についての検証と計画の修正

(2) いじめの早期発見のための取り組み

ア アンケート調査や面談等

- ①年に6回いじめ実態調査を行う。特に6月・11月の年2回は、いじめ実態調査を基に児童一人との教育相談を行う。
- ②保護者との面談（7月・12月）の際には、いじめに関する内容を盛り込む。

イ いじめの相談や通報等

- ①学校における相談窓口は、担任や生徒指導主任及び教頭とし、学校だより等で家庭への周知を図る。
- ②「いじめゼロ宣言」を各学級に掲示し、「話す勇氣」の啓発を行う。

ウ その他

- ①担任を中心として、日常での児童の人間関係を掌握し、教職員がいじめの芽を早期発見できるようにする。
- ②担任は自分の知り得たどんな小さな情報でも生徒指導主任に報告する。  
(一人で抱え込まない)
- ③「心の郵便ポスト」を活用し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整える。
- ④いじめを知った場合やいじめらしいと認知した場合は、学校の相談窓口に通報する旨、保護者に周知する。
- ⑤外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。

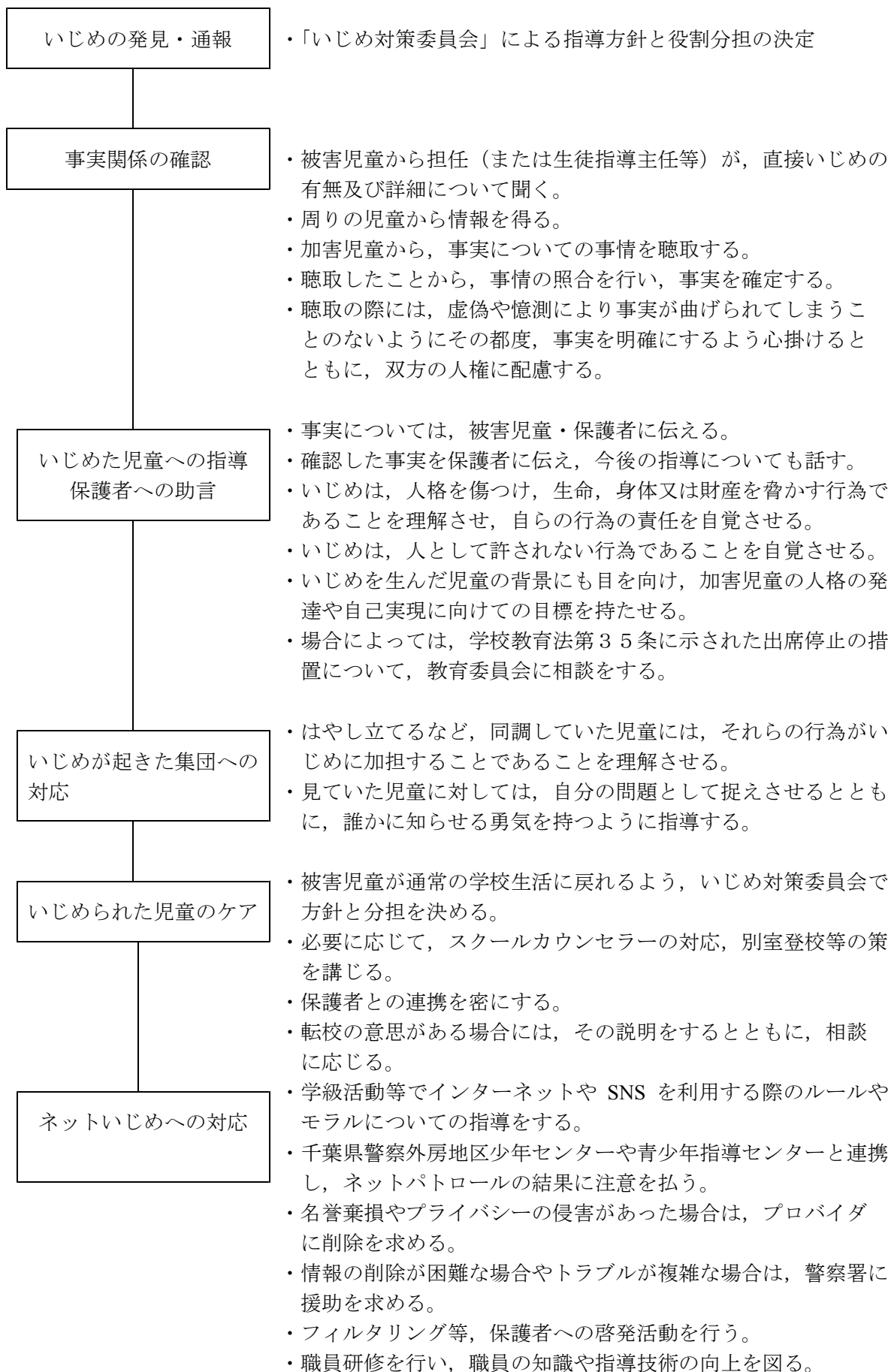
|                  |               |
|------------------|---------------|
| 24時間子供SOSダイヤル    | 0120-0-78310  |
| 子どもと親のサポートセンター   | 0120-415-446  |
| 千葉いのちの電話         | 043-227-3900  |
| 東上総教育事務所相談室      | 23-4460       |
| 千葉県警察外房地区少年センター  | 22-3741       |
| スクールカウンセラー(石橋先生) | 090-4069-1492 |

(3) いじめがあった場合の措置

ア 基本的な考え方

- ① いじめ被害児童のケアを最優先とするが、被害児童、加害児童ともに正常な学校生活を送ることができるよう、改善をすることを基本とする。
- ② いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。
- ③ いじめ被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。
- ④ いじめへの対応は、基本的には「いじめ対策委員会」を中心とした組織である。
- ⑤ 所轄警察等の関係機関との連携を密にする。
- ⑥ いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、別室授業等の措置も考える。

イ いじめに対する対応の流れ



## 6 重大事態が発生した場合

### (1) 重大事態の基準（第28条）

- ・いじめにより、児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた時
  - 自殺を企図した場合
  - 心身に重大な障害を被った場合
  - 金品の重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより、児童が30日以上欠席を余儀なくされた場合
- ・児童や保護者から同様の内容での訴えがあった場合は、重大事態とする。

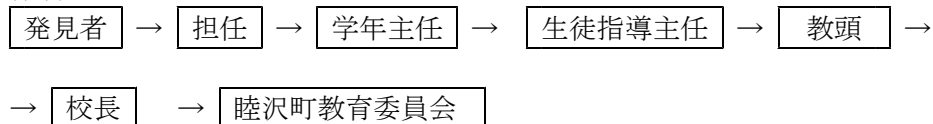
### (2) 重大事態の報告（第30条）

- ・重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告をする。

### (3) 重大事態への対応

- ・重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

#### ①連絡体制



#### ②いじめ対策組織の招集（第28条）

- ・いじめ緊急会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。
- ・いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。なお、いじめ調査委員会の委員長は生徒指導主任が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者に参加を図り、公平性を高めるためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。更に、状況に応じて、警察関係者の参加も依頼する。

#### ③事実関係を明確にするための調査（第28条）

- ・調査にあたっては、被害児童及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の仕方について、十分に理解を得る。
- ア 被害児童からの聞き取りが可能な場合
- 該当児童及び関係職員、関係児童から聞き取り、又は質問紙調査を行う。
  - 当該児童の学校復帰が阻害されることの無いように、当該児童や情報を提供してくれた児童の安全を最優先する。
- イ 被害児童からの聞き取りが不可能な場合
- 保護者の要望や意見を十分に聞く。
  - 関係職員、関係児童から聞き取り、又は質問紙調査を行う。
- ウ 調査結果の情報提供
- 調査結果については、被害児童及び保護者に結果の提供を行う。
  - 調査結果については、睦沢町教育委員会に結果の報告を行う。

#### ④加害児童への指導

- ・加害児童への指導については、「5（3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・学校教育法第35条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて、警察との連携をとる。
- ・報道や事実に関する話題の拡散により、加害児童の人権が侵害されることも考え、警察との

連携を密にする。

- ・被害児童との人間関係の再構築，周りの児童との人間関係の再構築，本人の学校生活での目標設定等，加害児童の学校生活の充実及び自己実現に向けて指導をしていく。

⑤被害児童への指導

- ・被害児童への指導については、「5（3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・被害児童の安全と学校生活の安定を最優先に考え，学習や生活の場所，スクールカウンセラー等の相談体制，学校全体での見守り体制，登下校での見守り体制，保護者との連携体制，関係機関との連携等，当該児童の支援体制をとる。
- ・まわりの児童による支援体制や人間関係づくりの支援等，当該児童が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

7 年間指導計画（予定）

| 月  | 学校行事  | 学校いじめ対策   | その他・備考             |
|----|---|---|--------------------|
| 4月 | 始業式・入学式<br>地区児童会<br>学習参観・学級懇談会<br>家庭訪問・避難訓練<br>児童集会 | 学校いじめ対策全体会議<br>学校いじめ防止対策基本方針及び組織の決定<br>学校ホームページへの掲載<br>相談窓口の周知<br>いじめ対策委員会<br>いじめ実態調査 | ・心の郵便ポストの設置・点検（常時） |
| 5月 | 避難訓練・児童集会<br>交通安全教室・所長訪問<br>地区陸上記録会                 | いじめ対策委員会  |                    |
| 6月 | 避難訓練・郡市陸上大会<br>プール開き・学習参観                           | いじめ実態調査<br>いじめ対策委員会<br>第1回いじめ防止取組アンケート<br>いじめ防止キャンペーン<br>第1回教育相談                      |                    |

|    |                                      |                     |  |
|----|--------------------------------------|---------------------|--|
| 7月 | 地区児童会・児童集会<br>終業式・夏季休業<br>保護者面談・水泳大会 | いじめ対策委員会            |  |
| 8月 | JRCトレセン                              | 職員研修                |  |
| 9月 | 始業式・避難訓練<br>6年修学旅行<br>児童集会・地区球技大会    | いじめ対策委員会<br>いじめ実態調査 |  |
|    | 新体力テスト                               | いじめ対策委員会            |  |

|     |  |  |  |
|-----|--|--|--|
| 10月 | 郡市球技大会・運動会<br>就学時健康診断<br>5年宿泊校外学習                      |  |  |
| 11月 | 学習参観・児童集会<br>避難訓練・体操大会<br>特支合同学習会<br>郡市音楽発表会<br>6年職場見学 | いじめ対策委員会<br>いじめ実態調査<br>第2回いじめ防止取組アンケート<br>いじめ防止キャンペーン<br>第2回教育相談 |  |
| 12月 | 校内マラソン大会<br>地区児童会・終業式<br>保護者面談・冬季休業                    | いじめ対策委員会   |  |
| 1月  | 始業式<br>避難訓練  | いじめ対策委員会<br>いじめ実態調査  |  |
| 2月  | 学力検査・児童集会  | いじめ対策委員会   |  |
| 3月  | 卒業を祝う会<br>地区児童会・卒業式<br>修了式                             | いじめ対策委員会<br>いじめ実態調査<br>第3回学校いじめ対策全体会議                            |  |

参照「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学大臣決定  
(最終改訂 平成29年3月14日)